

公共放送ワーキンググループ（第9回） 議事要旨

1 日時

令和5年6月7日（水）10時00分～12時08分

2 場所

総務省内会議室及びWEB

3 出席者

（1）構成員

三友主査、山本構成員、内山構成員、大谷構成員、落合構成員、宍戸構成員、曾我部構成員、瀧構成員、長田構成員、林構成員

（2）オブザーバー

日本放送協会、（一社）日本民間放送連盟

（3）総務省

竹内総務審議官、小笠原情報流通行政局長、山崎大臣官房審議官、林情報流通行政局総務課長、飯倉同局放送政策課長、岸同課企画官

（4）ヒアリング

（一社）日本新聞協会メディア開発委員会 今城委員長、梅谷委員

4 議事要旨

（1）日本放送協会からの説明

日本放送協会 根本理事から、資料9-1及び資料9-2に基づき、説明が行われた。

（2）質疑応答

各構成員から以下のとおり質疑があった。

【宍戸構成員】

前回会合で議論になりました「放送と同様の効用」について、現時点でどうお考えになっているかについて、資料9-2の6ページで具体的に示していただいたというのは、今後の議論のポイントになると思いますので、これについては御礼を申し上げます。

他方、資料9-1で御説明いただいたことについては、やはりガバナンス上重大な問題があると思いますので、後半で議論させていただきたいと思いますが、1点、今の時点で事実関係で気になっていることをお伺いしたいと思います。

稟議の問題は予算審議とは関係がないという御説明でございましたけれども、そのことが少し私にはよく理解ができません。令和4年度中に予算が余っているのでその予算を流用して違うことに使おうということで、令和4年度中の予算執行として行うということであれば、これは完全な流用の問題で予算議決と関係ないと思います。他方で、令和5年度予算案を執行部で作成し、経営委員会に諮り、経営委員会で議決をされる手続で、9億円という大変重大な金額のものを執行されるということであれば、本来事業計画に記載し、予算として議決を得るとというのが、普通の経営の在り方ではないかと思うのですけれども、稟議と予算議決、事業計画の関係がどうして切断されているのかについて、少し御説明をいただけないでしょうか。

【曾我部構成員】

前回5月26日のワーキンググループの直後、29日の自民党の部会で、テキストニュースを縮小する方針を説明されたというふうに報じられています。この点につきまして、前回のワーキンググループやその後の書面の質問でも、質問に関連する内容があったにもかかわらず、26日のワーキングでも今回の御説明、あるいは書面回答でも特段言及がないように思います。ですので、少しワーキンググループに向き合う姿勢としてやや疑問に感じる場所ですけれども、その上で、29日の自民党部会に関する報道が正しいとすれば、このニュースウェブとか政治マガジン等のテキスト系の報道について、今後どうするつもりなのか、継続されるとすれば、受信契約締結義務との関係はどう整理されるのかということについて、改めてこの場でお伺いできればと思います。

【林構成員】

資料9-2の7ページの質問項目の28について質問させていただきます。山本主査代理の御質問への御回答で、NHKは一定の費用上限はあり得ると回答されています。もし仮に競争規律の観点から費用上限を設けた場合に、区分経理における費用の整理方法についてはどのようにお考えでしょうか。御案内のように、現状においても費用上限の根拠が適正かつ明確なものとなっているかどうかというのは、実施基準の認可に当たっての審査項目の1つと位置づけられています。仮にネット配信が現在の任意業務から本来業務化した場合に、ネット配信に関する費用が増加して、その内容や実施方法が拡大、あるいは複雑化することが想定されます。NHKにおいてネット配信の業務に関する費用の範囲や上限というのをある程度明確にさせていただいた上で、ほかの業務との費用

の按分方法も適正に定めていただくなどして、本来業務であっても、自主的に、ある程度その区分経理を実施していただいた上で、条件の根拠や区分経理の方法など、結果に関する情報を適切に公開していただくことによって、会計上の透明性確保を図っていただく必要があるのではないかと考えています。そうした取組を通じて、いわゆる民業圧迫の懸念について、競走事業者とかほかのメディア事業者の御懸念もある程度和らぐのではないかと考えています。そして、何よりNHKの事業運営を支える受信契約者に対する説明責任をより一層果たしていただくという観点からも重要ではないかとも考えております。要するに、まとめますと、受信料の使途や費用上限の根拠の適正性、明確性に関して、受信契約者や関係事業者などの的確な理解の増進を図ることが必要ではないかと考えています。そして、その点がまだまだ不十分ではないかと思いますが、この点につきまして、もしお考えがあれば追加的にお示しをいただければ幸いです。

【日本放送協会 根本理事】

まず、予算と稟議の関係でございますが、令和5年度の予算事業計画では、そもそも衛星放送のNHKプラスの同時配信という名目の予算は盛り込んでおりません。それからもう1点、今回問題となった稟議に記載されていますような、令和6年度からの衛星放送の同時配信というものも、これは経営決定をしておりません。つまり、予算上は、そもそもインターネット活用業務実施基準・実施計画等で認められた範囲の予算を計上していたのですが、それが稟議の段階で、令和6年度の衛星放送の同時配信という稟議になったということでございます。この点が一番肝心な部分と考えておりますが、これは先ほども申し上げましたが、一部役員が去年10月に、前会長から、衛星放送番組同時配信の了解を得たと説明しております。これを踏まえて稟議に至ったものと承知しております。なぜ理事会での審議、それから経営委員会等との関係について十分配慮なかったのか、議論がなかったのかということは、全く御指摘のとおりですが、実はその部分が釈然としないと我々も思っている部分でございます。関係役員等のヒアリングや調査を行っておりますが、何でそういう形になったか、例えば役員の中には稟議の内容を十分に精査してない、インターネット活用業務実施基準との整理等々について認識が不足していたという説明があり、それが十分ではなかったということが1つ大きな課題であると考えています。まさしく、ガバナンスの問題でございます。

結果として、予算事業計画は問題なかったのですが、稟議上、検討段階でチェックがなく、放送法に違反するおそれのある案件となり、公共放送のガバナンス上あってはならないことになってしまっているということでございます。まさしく深刻に受け止めて、再発防止にしっかり取り組んでいきたいと考えてございます。

次に、先日の自民党の会合でのテキストの件ですが、NHKがやるべき内容というのは、放送で

やるべきものをネットでやるということでありまして、放送でやらないようなもの、それはなるべくネットでやらないということが必須業務化であると説明してございます。つまり、NHKの本来業務としての仕事をネットでもやっていきたいということでもあります。それによって、NHKの役割が純化してくると、クリアになってくると考えております。テキストの件も関連しますが、どういう業務が本来業務としてふさわしいのか、「放送と同等の効用」にふさわしいのかということは、再整理をしっかりとっていく必要があるように考えております。むしろ、本来業務になることで責任が重くなるということも考えております。こうしたことが、自民党の会合での井上副会長の説明の内容でございました。

最後に、上限を設けた場合の区分経理の関係ですが、透明性確保の上でも適切な説明が必要になっていることは言うまでもございません。費用は明確にすべきですし、上限のありようは、費用の構成の内容によっても変わるかと思いますが、しっかり適合させていく必要があると考えております。法令にのっとって行うことにはなりますが、会計の透明性の確保には、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

(3) ヒアリング

(一社)日本民間放送連盟 堀木専務理事から、資料9-3に基づき、説明が行われた。

その後、(一社)日本新聞協会メディア開発委員会 今城委員長、梅谷委員より、資料9-4及び資料9-5に基づき、説明が行われた。

(4) 質疑応答・意見交換

各構成員から以下のとおり発言があった。

【宍戸構成員】

3者にそれぞれ御質問差し上げたいと思います。

まず、NHKについて、民放連と新聞協会から、何のために必須業務として同時配信を位置づけるのか、また、その後の業務の全体のイメージがよく分からないという御指摘を受けております。改めまして、なぜこのデジタル空間における情報の参照点として必須業務化が必要なのか、また、その必須業務化といった場合に、地上2波なのか、衛星放送を含めて同時配信が必要なのか、また、単に番組を同時配信するというだけではなく様々な機能がついてくるということ、情報の参照点たらんとすることとの関係で、どう思っておられるのかについて改めて御説明いただけないかと思っております。

次に、民放連は、財源の問題について、非常に重要な問題であると、以前より問題提起をされてきたことを承知しております。この点について、私自身はかねて、地上テレビ放送だけではなく、デジタル社会において、同時同報で、伝送路と関係なく、公共的な情報が共有され、ジャーナリズムに裏づけられて、かつ、多元的な試みと考えたときに、まず、放送の分野で受信者共同体に入るといった人々には受信料制度をとり、他方で、インターネット、デジタル空間でそれに参画したいと思いますが、まだテレビを持っていない人については、フリーライドにならない、かつ公平性を担保するといった観点から、何らかの相当の対価支払いを求めることまでは正当化できるし、受信料の価値を毀損しない、受信料制度と矛盾しないと考えて、議論をしておりました。このような考え方について、民放連としては、それは1つあり得ると思われるのか、違う考え方があり得るのかを御教示いただければと思います。

最後に、新聞協会に対して御質問を差し上げたいと思います。NHK NEWS WEBをはじめとして、競争上、様々な問題点があるということで現行のNHKのインターネット活用業務について御指摘をされておられると思います。この点、今までNHKの中で、インターネット活用業務審査・評価委員会に対して競争事業者からの異議申立てを受け付けるという仕組みがあります。これが有効に利用されているように見えなと思っています。新聞協会あるいは新聞各社として、これを利用されない何か理由があるのでしょうか。ここをどう改善すればいいか、あるいはこれでは全く駄目だとかいう議論をするというのが、実際の仕組みを考えていく上での出発点になるかと思っていますので、少しこの点についてもお考えがあれば教えていただければと思います。

【林構成員】

私もまず、民放連と新聞協会に共通して質問です。先ほど尖戸構成員がおっしゃった3点目の御質問の点、私もかねてより疑問を持っておりました。現行のインターネット活用業務の実施基準の下でも、NHKは、「インターネット活用業務審査・評価委員会」を設置し、競合事業者等からの意見・苦情等に対応する仕組みを設けていますが、直近の公開資料でも、受信件数は0件となっています。これまでもずっと苦情受け付け件数は低調であったと承知致しております。このワーキンググループでも、これほど競争事業者から声を上げておられるのに、NHKの苦情相談窓口が機能していないのはなぜなのか、あるいは現在の理解増進情報のなし崩し的拡大に対する懸念があるとすれば、なぜ競合事業者として意見苦情を出さないのかという点について、以前より、ずっと疑問を持っており、その理由をお伺いしたいという質問です。私なりに思いますに、その原因の一つとして、苦情相談窓口が利用しづらい客観的に状況にあるのではないかと考えています。と申しますのも、NHKのくだんの審査・委員会では、これまで、「苦情を申し立てるに足る正当な理由があること」、

「苦情を申し立てるにつき合理的な根拠があること」、「苦情を申し立てる以外に救済の方法がないこと」の三要件を一つでも満たさない限り、委員会ではこうした苦情は取り扱わないこととされており、ちょっと要件として厳しすぎるのではないかと思っていました。せっかくいただいた苦情や意見は形式的に処理するのではなく、もっとウェルカムなニュアンスを出せれば、件数も変わってくるのではないかと思っています。そこで質問ですけれども、意見や苦情の提出に当たって、現状においても運用上問題点があると考えがあれば教えていただきたいと存じます。この点NHKとして、もし問題意識があれば、この点も含めて応答をお願いしたいと思います。

それから、もう1点、新聞協会でございますけれども、資料9-4の3ページ、資料9-5の12ページのプラットフォームのところ「子会社経由等の有料放送を打ち出しているが、原価配賦の操作によりコストの大部分を受信料負担とすることで市場競争を破壊する恐れがある」と指摘していますが、もう少し敷衍していただきたいというのが質問でございます。私も子会社等との取引につきましては、先ほど申し上げましたけれども、会計上の透明性を図る、あるいはグループ内における内部相互補助の有無を確認するという観点から、ほかの業務との費用の按分方法を適正かつ明確に定める必要があると思っておりますけれども、そういうご趣旨と理解してよろしかったでしょうか。

それから民放連と新聞協会に質問です。質問の2点目は、ここで御指摘されているところ、あるいはほかの項目について全般的にそうですが、そもそも前提として、これまでのNHKとのやり取りを俯瞰しておりますと、NHKは、このインターネット活用業務の本来業務化について、具体論の説明がやや乏しかったり、競合事業者からの指摘に応じて他律的な対応として応答しているかのような印象を受けることがあります。そういった受け身的な対応ではなくて、NHKの自律的な透明性確保の観点から、そもそもこれまで対外的な説明責任について、受信契約者に対しても、NHKは十分に果たしてきたのかという点について私はやや疑問を持っています。もちろんまだ議論の途中段階で対外的に説明できる部分が限られてしまうというのは私もよく分かるのですが、全般的に、NHKのこれまでの応答姿勢について、どのように受け止めて評価しておられるのか、この点も、せっかくの機会ですので、御教示いただければと思います。

【大谷構成員】

質問としてNHKに1点と、代表して新聞協会に1点ございます。

まず1点目ですけれども、NHKには、BS同時配信の設備投資を先行させてしまっているということなんですけれども、内部統制やガバナンスの課題について、向き合う姿勢を見せていただいているということで、その結果やそのプロセスについても、ぜひ透明性高く進めていただくことを期待しております。その際に、やはりガバナンスの上で非常に重要だと思っているのは、NHK協

会内の組織とか一人一人のメンバーにどういう意識が生まれているのか、組織風土の部分を探り深掘りしていただく必要があるのではないかという点です。つまり、同時配信について、今後どうなるのか現状どうだと皆さんが理解されているのか、どういう説明をしてこられているのかといったことを、経営委員会ははじめ幹部の皆さんがどう理解しているのかを、まず教えていただきたいと思います。

それから、コメントです。繰り返し御質問いただいている必須業務とすることの意義についてでございます。情報空間の参照点の趣旨というのが少し不明瞭であるとか、なぜそれが情報空間の健全性の確保につながっていくのかなどの御質問をいただいている、必須業務とすることの意味について繰り返し問いかけいただいております。これは、やはり多元性の確保ということでそれぞれに役割を期待されている民放さん、それから新聞さんも共通の理解に立つということが、この議論のためには必要だと考えておりますので、まずはNHKさんには、この点について、先ほども御説明いただきましたけれども、今後も様々な形で分かりやすく説明していただくことを期待したいと思います。

質問としましては、新聞協会に、今の補完業務というのは、テレビをお持ちじゃない方に対してはNHKのコンテンツを提供することができない状態ですけれども、必須業務という位置づけになりますと、テレビを持っているかどうかに関わらずNHKのコンテンツにアクセスすることができるという意味で、新聞や民間放送と同様に、NHKもネット上で多元性確保の役割を果たすことができるというふうに私は理解しているところです。それを言い換えますと、新聞であるとか民間放送と同様に、NHKもコンテンツを届けるという意味で同じような土俵に立つというふうに理解することができるのではないかと考えています。その理解が違っているようだとしたら教えていただきたいんですけれども、そうすると、その上で、やはり適切な競争評価を十分に議論することで、多元性の確保を損なわず、公正な競争環境を確保すべきというふうに考えることもできるかと思っておりますけれども、新聞協会も、つまり同じ土俵に立つことは特に気にされていなく、その上で十分な競争環境を整備するということに注力すれば、健全性確保、多元性確保に資するというふうに理解しているかどうかを確認させていただきたいと思います。

【日本放送協会 根本理事】

まず、必須業務化ですが、これまで公共放送としてやってきたことをネットでもやるということでございます。逆に言いますと、放送でやらないことはネットでやらない、そのための必須業務化ということ念頭に置いております。NHKの、中核になる仕事をネットでもやりたいということです。これによりまして、ネット業務を何でもやってもいいということではなく、役割は逆にクリ

アになってくるというふうに思っております。

情報空間の参照点というお話でございますが、情報の信頼性、信頼できる多元性の確保への貢献、それから参照点の提供という部分を考えますと、放送法に掲げられています健全な民主主義の発達に資することを旨とするということでもあります。これまでNHKは民主主義の発達に寄与してきたと考えておりますが、これは何もNHKひとりが独自にそれをやってきたのではなく、あくまで新聞、民放、NHKがあつて、切磋琢磨をして、色々な意見を出し合つて色々な議論をする中で、日本の民主主義は私は発達してきたと思っております。こういう役割をネット空間でも果たしていきたいと思つている次第でございます。ですので、何もNHKひとりがどうこうということを考えているわけでは全くございません。

BSにつきましては、これからの検討課題だというふうに思っております。

インターネットの苦情等々の問合せがしにくいという御指摘がございましたが、基本的には審査・評価委員会のほうでルールを決めています。運用上の問題があるという認識はありませんが、問題があるのであれば、ぜひ御指摘いただければ、しっかり真摯に向き合つて対応してまいりたいと考えております。

大谷構成員御指摘の組織風土、これは非常に大きな問題だと思っております。つまり、ルールや規程などで決めるものではなく、職員一人ひとりの総体として風土が生まれるものでございますので、この点はやはり、体質も含めて大きな課題だと思っております。その点につきましては、今回の検討会も含め、外部の皆様の意見を伺いながら、しっかり検証して見直していきたいというふうに思っております。

今回放送法に違反するおそれがあった案件も含めて、改めて今の規程やルールというものを、役職員が再度しっかりと確認することに尽きると思つたので、この点も真摯に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

【大谷構成員】

組織風土にどういった課題があったのかということも含めて、これは公にされることを期待しております。よろしく願いいたします。

【瀧構成員】

主にNHKに少し質問ができればと思つた。資料の9-2の34でもいただいているように、「放送と同様の効用」の定義を今回は、1つは、「放送の同時配信・見逃し」「報道サイト」のまとめりと御回答がある中で、少し質問があります。もともと親会から、ネットでしかテレビを見ないの

も当たり前になっている人たちがだんだんとユーザーの大半を占めてくる中で、ネットからテレビに行く人もいればテレビからネットにも行く人もいるということを考えたときに、前段の人たちですとNHKプラスというのが非常に重要な存在になってくると思っています。これは明示的に確認したいのが、「放送と同様の効用」というのはNHKプラスのことを指しているのでしょうか。あとはNHK NEWS WEBの内容のうち、放送と本当に同一の文字化された内容を特定のコンテンツとしてみなして、それ以外のところを理解増進情報として定義して、そこは必須業務に含めないという整理が現時点で可能なのかという質問です。

2つ目が、プラットフォームへのコンテンツ提供のところでございます。これは、競争の範囲の議論が多々あるところではございますが、NHKにお伺いしたいのは、このインターネット活用業務を拡大することで、民放ないし新聞のどのようなネットサービスと競合するものかというのを、現時点で可能な回答として、御説明をお願いしたく思っております。

同様の観点で申し上げますと、民放連と新聞協会にも、その逆側の立場として、プラットフォームを通じた提供や子会社経営の有料の提供に対して、どのような競争上の懸念があると捉えられているかについてお伺いしたく思います。

【日本民間放送連盟 堀木専務理事】

宍戸構成員の御質問は、放送と通信の伝送路ごとに、放送は受信料、通信は有料という、そういう仕切りはどうかという御質問だと受け止めてお話をします。現在NHKオンデマンドで対価を求めて有料サービスでやっていますが、例えばNHKプラス、このワーキンググループでの議論もアプリで視聴の意思を確認してそれを有料化するような趣旨だと受け止めましたので、便宜上NHKアプリ利用料としますが、それは同じ性格のものなのでしょうか。どういうものをイメージされているのかよく分からないので、宍戸構成員のようなお考えはよく分かるのですが、にわかにお答えしづらいなと思います。

それから、そもそも今回井上副会長が、放送と同じものをネットにも出していく、何でもネットでやっていいわけではないとお話しになったのは、現在の受信料制度を前提とすれば、インターネット活用業務でできることや、使っていいお金の総額などは限界があるだろうと、そういう考えに立っていると私は思いました。もう少し言うと、以前よりNHKは放送法に規定がない、公共メディアを目指すことについて強い違和感を持っておりました。財源はどうするのだろうという疑問があり、インターネット活用業務を広げていくとして、それを現在の放送法第64条の協会のテレビジョン放送を受信できる機器を設置したものに受信料を求めるといふ、この枠組みですとやっていけるのだろうかというのが、私たちの根源的な疑問であります。御質問に答えていないかもしれ

ませんが、ちょっとイメージがよく分からないので、このようなお答えとなります。

それから、宍戸構成員と林構成員の審査・評価委員会についてです。苦情受付窓口をなぜ利用しないのか。少し話がずれるかもしれませんが、民放連の会合でNHKの業務拡大や肥大化を議論している中で、よく出るのがNHKの子会社の活動です。例えば、NHKの子会社が地方自治体のプロポーザル案件で競合でコンペになったときに、民間放送事業者が思うのは、なぜNHKの子会社がここにいるのだろうかということです。民業圧迫になるかどうかという問題以前に、なぜここにNHKの子会社がいて私たちと案件を争っているのだろうか。NHKの子会社も株式会社ですから、これ自体に問題があるとはなかなか言えないが、NHKはかねて本体でできないことを子会社でするという批判に応じて、NHKの本体でできないことは子会社でもできないということをいろいろなどころでお話しになっていると思います。そういうNHKに対する不満でいえば、こうした枠組み、実態として民業圧迫が具体的にどのような場面であったのかということよりも、こういうことのほうが私は大きいのではないかと考えています。その意味で、林構成員が最後におっしゃった3点目の、ウェルカムではないというのも、確かにそうかもしれません。NHKの対応が他律的に見えるのかということも確かにそうです。NHKに関しては、前田前会長が窓口で1件も問合せがないので民業圧迫はないのだとおっしゃっていましたが、私はそうではなくて、民業圧迫の可能性があるかどうかは、新しい事業をNHKが始める前にNHKの局内でまず考えて、本当にこれは大丈夫かと確認するのが筋じゃないかと以前から申し上げてきました。特に教育コンテンツは、放送の分野を越えて出ていくものですから、NHKがインターネット分野に出ていくということは、360度全方位的にいろんな業界とぶつかる可能性があるということなので、それについて文句が来なかったという言い方は、少し違うのではないかと思います。これは、NHKが自主的にまず考えるべきことではないかと私たちは思っています。ウェルカムではないところをもし直していただければ、それはまたお考えいただけるとは思いますが、質問への答えとして、こんなことを思っています。

【日本新聞協会メディア開発委員会 今城委員長】

まず、宍戸構成員、林構成員共通の御質問のなぜ苦情窓口を使わないのかについてです。苦情窓口よりもさらに制度設計に近いところでおそらく意見募集があると思います。2020年には、理解増進情報の課題について、競合事業者としてNHKに対して意見を提出しているところです。ただ、結果としては、我々としてはあまり真摯な検討がなされなかったと承知しております。

また、何よりも、新聞社として、何かあるたびに、報道、ニュースで世間に周知しています。我々の意見としては表明しているというところがございます。

ただ、御指摘のとおり、苦情窓口について、そこで真摯な対応がなされるということであれば、今後、新聞協会メディア開発委員会として窓口を使っていくことも考えなければいけないと承知しております。

【日本新聞協会メディア開発委員会 梅谷委員】

資料9-5の12ページについて林構成員の費用の点や按分方法の指摘は、全くそのとおりだと思います。NHKは子会社を通じて各社のデジタルサイネージ、電子広告などにも記事を配信しております。これは、過去に価格設定で我々民間に悪影響を生じたという指摘もございますので、同様の事態がネット配信でも起きてはならないという懸念を持っています。こういった問題について、今回のBSの設備投資の問題のように、ガバナンスが効かず、予算事業計画に盛り込まれていなかったにもかかわらず、いつの間にか実施されると非常に困りますということがございます。

それから、大谷構成員御指摘の、テレビを持ってない方と同じ土俵、多元性を確保するという考え方は全く同じだと思います。ただ、現状でも補完業務で上限200億円という、民間からしたら莫大なお金を投じて、無料でニュース防災アプリ等を提供しているわけです。現状でも一定程度同じ土俵、多元性の確保はなされていると思います。しかし、これが必須業務になることによって、そんなに予算は増えないという言い方もされていますが、そうなりますと、補完業務と必須業務でどこがどう変わって、同じ土俵の度合いがどこまでさらに高まるのか、多元性の度合いがどこまでさらによくなるのか、ここがはっきりしないということを言っている次第でございます。

【岸放送政策課企画官】

曾我部構成員のコメントを代読させていただきます。(以下、代読)

意見1点と質問1点でございます。

「放送と同様の効用」をネットでも提供していくという基本的な考え方には賛成です。ただ、ネット上のサービスは不定形であるので、この基本的・抽象的な考え方では、具体的なコンテンツの提供の可否の基準にはなりません。その点では、より具体的な議論を求める民放連や新聞協会の意見には賛成です。

その上で、新聞協会とNHKに対する質問です。前回、私は、情報空間全体の多元性確保への貢献をNHKの本来業務・必須業務とするという提案に賛成をしました。今回、民放連からはそれに呼応するような反応が出てきました。新聞協会からは慎重姿勢が伺えます。しかし、今後のことを考えれば、より能動的な受け止めが求められるのではないかと思います。現状、NHKは共同通信に加盟をして社費を負担しており、それが実質的には共同通信やひいては地方紙に対する協力となっ

ていると認識していますが、このほか、イギリスでは受信料で記者を雇用して地方紙編集部に配置するといった事業がされているようです。

新聞協会においては、既にNHKによる新聞への協力が行われているという事実を、単なる事実から、NHKと新聞との関係に関する考え方の1つとして認知し、その改善や進化を検討していく余地が本当はないのか、お伺いします。

また、同じ点についてNHKに対して、先ほどのイギリスの例のように、更に踏み込んだ新聞への協力として何かお考えのことはないのかお尋ねしたいと思います。

コメントは以上です。

【日本放送協会 根本理事】

御質問にあったように、NHKプラスが基本であるかどうかということですが、基本的にはそうでございますが、質問への御回答でも示しましたように、報道サイトとまとめりとして考えていきたいと考えてございます。

テキストの考え方ですけども、繰り返しになりますが、何でもかんでもやろうということではなく、当然、そのテキストも含めた理解増進の部分につきましては、再整理をしっかりと検討していきたいと考えています。

【瀧構成員】

私、実はこの一連の議論の中で、整理というのは縮小とそのまま解釈していることには若干の危うさを覚えているというのもございます。様々な、新聞で、私も実際購読者として払っている立場として思うと、長尺のしっかりした記事がNHKでしか読めないという経済環境にある方々もいると思います。ですので、そこはしっかり議論をして、縮小イコール整理ではないという意見も私の中にはあるので、それを少し加味して、ぜひ議論を進めていただければと思っております。

【日本民間放送連盟 堀木専務理事】

B to Bのコンテンツ提供に関しては、実はまだこのワーキンググループでもさほど議論が進んでないのではないかと考えていました。これは固有の名詞を挙げてお話しするのが不適切なところがあるので、ここはよくてここはいけないのか、のような話をするのも、私の立場では不適切なので、回答は控えさせていただきます。

また、曾我部構成員の指摘については、5月26日のNHKの説明についてお答えをしたい、意見を述べたいと思ったので、そこを書きました。今回の説明がある前から、先ほど私のプレゼンで

も申し上げましたけども、もう数年前から、二元体制や協力関係については、法改正も含めて、いろいろと新しい考え方に基づいた手当てがされているところだと思います。特に放送法においては、協力努力義務という形で、放送の分野と通信の分野、インターネットの分野の双方で協力努力義務が措置をされているところでもありますので、努力ではなく協力義務にしてくださいということが求められているんですか。曾我部構成員がいらっしゃらないので確認しようがないんですが、呼応したのかといえば呼応はしています。

【日本新聞協会メディア開発委員会 今城委員長】

まず、瀧構成員からのプラットフォームを通じた提供についてどのような競争上の懸念があるかについて、私からお答えいたします。インターネットで多くのユーザーに記事を届けようとすれば、自社のサイトだけではなくて、その先には流通を担っているプラットフォームとの関係という難しい問題が出てきます。NHKがプラットフォームに積極的にニュースコンテンツを提供することになれば、やはり市場のバランスが大きく崩れかねないというところでもあります。

G A F Aをはじめプラットフォームとの関係は、新聞協会としても、いろいろと今検討しているところですが、実際の契約関係は非常に不透明であることが今問題になっています。そこに、受信料に支えられるNHKが特定の外部のプラットフォームにコンテンツを配信して参入することが適切なのかについて、非常に疑念に感じております。さらにプラットフォーム内で競合が生じて市場への影響が複雑化しかねないとも認識しております。

【日本新聞協会メディア開発委員会 梅谷委員】

曾我部構成員の御質問ですが、放送だけでなく新聞・通信社も今まで情報空間の課題解決の取組を強化していく中で、NHKと協力できる事項はどうかといったことだと思いますが、もちろんそういった事項はあると思います。新聞業界としても、今フェイクニュース等の拡散がある中で、なるべく正確で信頼ある情報の発信ということを基本に、より取材網や内部のチェック体制、記者の倫理の向上、情報の質を担保できるような発信の仕組みを構築しようと強化しているところでございます。ファクトチェックなどの新たな役割、フェイクニュースなどの問題については、親会でもこの間取り上げられたオリジネーター・プロファイル、OP組合の活動もありまして、これは新聞業界で全国紙を中心に参加しておりますし、NHKもこれに強い関心を示していくと聞いております。NHK、民間を問わず、マスメディアが連携して、こういった問題に対処するという1つのヒントになるかと思えます。

【三友主査】

協力できるところはぜひ協力していただければと思います。

【長田構成員】

新聞協会に質問をさせていただきたいと思っています。私自身も、新聞は、紙とデジタルでも拝読しておりますし、NHKの場合も、放送をテレビで見る場合、それからNHKプラスで見る場合と、様々なコンテンツに接しながら、多角的な情報をいただいていると思っています。

まず1つは、テレビ受信機を持っていない人たちにもぜひNHKの放送が見られるようになるとういなと思っています、いろんな情報に、テレビ受信機を持っていないからという理由だけで接することができないというのは厳しいなと思います。そこは、必須業務化をすることによって、きちんと放送と同じものを同時に流していただきたいと思っています。その必須業務化が非常に曖昧でいろんなものが入ってしまうのではないかというところについては、きちんと丁寧な議論をこれからしていけばいいと思っています。ですので、新聞協会として、私のような考え方であれば取りあえず同時にネット上で見られるということについても何か課題があるとお考えなのかが少しよく分からなかったの確認をさせていただきたいと思っています。

また1つ、NHKへの要望にもなりますが、放送で伝えたものを別のもので補うという場合に、放送では完全に省略しているものをネット上のほうで補っているから放送したのと同じになるというわけではないということは、少し曖昧な言い方ですが、そこはきちんと気をつけていただきたいと思っています。

【日本新聞協会メディア開発委員会 今城委員長】

今、長田構成員からの御質問について、まず、新聞を紙もネットも見ているということで、ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。我々も、放送と同じものが今のNHKプラスというところでテレビ受像機を持ってない方も見られるところには、決して反対するつもりではございません。

私たちが先ほど申し上げたところを御理解いただいたというふうに思うのですが、やはりネットのほうで「放送内容と同一」の幅を超えて、どんどん報道が拡大放送とはさらに別の大きなものができてしまうというところはどうかという懸念を、私たちは言わせていただいているところです。したがって、今の長田構成員の御意見には、我々としては非常にありがたいというか、そのとおりだと思います。

【長田構成員】

おっしゃることは分かりました。ただ、新聞にも紙とデジタルで見せ方が違うというところがあると思います。新聞をそのまま読める紙面もありますけれども、デジタルで読みやすくされているところもあると思いますので、そういうところをどう考えていくかというのは丁寧な議論が必要かなと思いました。

【三友主査】

大変いいポイントだと思いました。ありがとうございます。

【落合構成員】

今回、NHKと民放連、また新聞協会が、それぞれ一緒のタイミングで出てきてお話をいただける状況になっていることが大変重要ではないかと思っております。これまで議論をしてきて断片的に触れていた部分をそれぞれがおられる場でお話をお聞きしたいと思っております。

1つが、まず、全体的な部分であります。民放連からは、情報空間の健全性確保について大きな議論があるべきではないかというお話がありました。こちらは、私も、前回会合やほかの場面でも何度か発言をさせていただいている部分がございます。本ワーキンググループだけではなく、親会の検討会でも検討されている部分がありますが、このワーキンググループの中だけで見ると、NHK以外のメディアの方々も含めてどういう役割なのかという議論まではされていないと思われます。一方で、全体としては、メディアに関する議論自体の在り方を検討し、それをどういう形で推進していくのかという議論自体はされている部分があると思っております。これは、お互いにレポーティングをし合うような会議間の関係性もあるので、一般的に会議体の進め方としてはあり得るような進め方になっていると思います。さらに、どういう形で議論を行っていくのか、特にこのワーキンググループでの議論についておっしゃっていただいた部分だと思いますので、どのような点を改めてこのワーキングで検討すれば議論が深まるのかを、まず、民放連にお伺いしたいと思います。

続きまして、理解増進情報について、「放送と同等の効用」など、いろいろな言い回しの仕方があります。この判断基準が不明確であり、定義が曖昧ではないかということは、民放連や新聞協会も感じられているところであると思っております。この意味では、特に理解増進情報について、前回会合でも発言しましたが、ここがなし崩し的に拡大されているということも以前より民放連や新聞協会も指摘されているので、特にこういった部分の議論を深めることも大事ではないかと思っております。この観点では、必須業務化を行っていく場合に、林構成員が前回会合でおっしゃられたように、2つのプロセスがある中で、その1つとして公正競争の確保のための仕組みを英国やドイ

ツの仕組みも参考にしつつというプロセスが入っているかと思っております。この競争評価の仕組みを適切に構築、運用することによって、際限なく拡大するという懸念が払拭できる可能性があるのではないかと考えます。ここが、どういう形で整理をされれば、際限なく拡大がされる可能性がなくなるのか、枠組みの在り方や規律整理の考え方について御意見があれば、ぜひ民放連と新聞協会にお伺いしたいと思っております。一方で、NHKのほうでも理解増進情報についてできる限り定義の明確性は行っていただきたいということなので、事後でもよいので、より具体化をしていただけないでしょうか。

最後に、費用負担の部分ですが、先ほどのやり取りの中でも、財源との関係をどう考えるのかという部分については、民放側から御発言があったと思っております。ですので、NHKのインターネット活用業務が必須業務となった場合に、全体として費用負担や内部の事業間での費用の配賦などをどうしていくのでしょうか。私が以前ご説明を伺った限りでは、全体として絞っていく中でネットの部分も少し増やしていくというお話だったと思っております。抽象論としては全く理解できないものではないですが、やはり具体的かつ丁寧な説明という意味では、より詳細化していただくと、議論として重要ではないかと思っておりますので、これも追って結構ですので、ぜひ、より具体化された考え方をお伺いできればと思っておりました。

【宍戸構成員】

民放連への質問の補足を簡単に申し上げますと、要はテレビを設置した方が本来NHKの受信者共同体となり、かつそれを通じて放送という仕組み全体を支えるという立場から、今後は、その受信契約を締結した人は放送だけではなく、ネット上の本来業務等も当然享受できるようになりそこまでは受信料制度の範囲内と考えます。

これに対して、ネットだけの人も、長田構成員が先ほどおっしゃられたように、同時同報のサービスを利用するという道を開き、しかし、それはフリーライドできないようにし、併せてNHKだけではなく、放送のメディア価値全体を向上させるような先導的役割を果たさせる原資としてはどうかという趣旨であったのでありますが、この点については、おそらく構成員間でも今後議論をしていく必要があると思っておりますし、民放連からも先ほどのような御意見をいただければさらに議論が深まるのではないかと考えます。

もう1点、本日深掘りできていないNHKの予算問題をめぐるガバナンスについては私は監査委員、経営委員それぞれの役割も、執行部と並んで共に非常に重たいものだと思っております。これについては、今後、NHKの経営委員会からもしっかり御説明をいただくか文書で御回答いただくか、いずれにしても、それを踏まえて、改めて令和元年放送法改正の趣旨がどれほどNHK全体で御理

解いただいているのかということも含めて議論して、三位一体改革についてきちんと議論することが必要であり、それは新聞協会、民放連から求められていることですので、これはしっかりやるべきだということを意見として申し上げます。

【林構成員】

民放連と新聞協会に、最後に、スタンスに関する総論的な質問をさせてください。公正競争の観点や会計上の透明性の確保というのは、ガバナンスの問題以前に、任意業務に関する現行のセーフガード措置としてできたものです。セーフガード措置というのは現状では任意業務だから必要なのだという制度的趣旨あるいは法的立てつけになっていますが、今回の民放連と新聞協会のプレゼンを見つけて、任意業務だから今の歯止めが必要なのだという問題意識から、前提の組替えが必要だというメッセージと受け止めました。私も任意業務、補完業務だからセーフガード措置が必要だという議論枠組みからそろそろ脱却して、もし本来業務にするのであれば、そこで求められる新たな競争規律の枠組みにふさわしいセーフガード措置の在り方というのを、ステークホルダー皆で1から議論したいと思っており、それが建設的な議論の在り方ではないかと思っています。そこで民放連と新聞協会にお聞きしたいのは、問題の進め方として、本来業務化がそもそも問題だという議論と併せて、あるいはそのような入り口の議論とは別に、もしネット配信が仮に本来業務化された場合には、新たな競争規律にふさわしいものとして、どういったセーフガード措置が必要かという形で、各論的あるいは具体的な議論もこの場で一緒にしていくこと自体も、現状では本来業務ありきで議論が進むことを恐れて、そもそも躊躇を覚えるということでしょうか。それとも、そういった本来業務化に伴うセーフガード措置の在り方についても今後議論すること自体はやぶさかではないというお考えでしょうか。確認させてください。

【大谷構成員】

民放にも関わることですが、主に新聞協会へ質問です。先ほど、競争評価を適切に行うことに賛同の見解を示していただいたと認識しているところです。そこで、市場の動向を測る定量的な指標というのがぜひとも必要だと思っております。特に、今補完業務から必須業務へという変化を検討している中で、その変化を的確に捉えていく仕組みが大切だと思っております。補完業務である今と、それから、将来的に必須業務となった場合に、共通して使える指標として何を設定するのがいいのか、また、そのためのデータ、シェアなどを確認するためのデータの提供などに御協力いただけるか、どのようなデータがふさわしいとお考えになるかというのを聞かせていただきたいと思っております。

【山本主査代理】

まず、民放連の資料9-3の4ページに書かれていることについてさらに教えていただきたいです。3番目で、「業務範囲をNHK自身が判断するとすれば」それは懸念があり、ただ、「放送の自律は前提」、ここでは、NHKの業務範囲の問題を議論しているので、NHKの放送の自律ということだと思のですが、それを前提に「誰がどのように判断を行うかについて、丁寧な議論が必要」と言われているのですが、どのようなことを御主張されているのか、あるいはどのような点に注意すべきだと言われているのか、お聞かせ願いたいと思います。

それから次のところですが、「コンテンツの内容に依拠することの是非についても議論が必要」とありますが、具体的にどのような点が懸念されるか、あるいはどのような御主張があるかをお聞かせいただくとありがたく思います。

それから、その次に「事前認可する現行制度は維持すべき」とありますが、以前に、公正競争の観点から競争評価をする際に事前に手続を入れるべきかと議論がございましたけれども、ここで言われているのは、そういう公正競争の観点に関する判断について事前認可をすることが適当だという御主張をされているのか確認させていただきたいと思います。

次に、新聞協会の資料9-5の13ページの1つ目の部分で、「公正競争に対する懸念が払拭されない、具体像が明確でない」と書かれているのですが、今少し申しましたように、具体的に事前にチェックをすべきか、あるいは事後にすべきか、NHK自身のチェックで足りるか、それとも外部からのチェックが必要か等々の議論はここでも行われています。それから、イギリスやドイツなどにおいてどのような基準で判断されているかについて、事務局からかなり詳しい紹介があり、構成員間でも議論が行われていると認識していますが、さらにどのような点を具体的に議論すべきだとお考えでしょうか。実際に制度等をつくって動かして、データを集めて、そのデータに基づいて議論することが不可欠ではないかという気もいたしますが、まだそういうところまで行っていませんので、具体的なデータが必ずしも十分集まっていないのですが、さらに、どのような点を具体的に議論すべきだとお考えなのかをお聞かせいただければと思います。

【日本放送協会 根本理事】

瀧構成員の御質問で、民放、新聞との競合関係につきましては、しっかり精査したいと思っております。

曾我部構成員の御意見について、新聞、民放の協力の部分ではございますが、これはやはりジャーナリストの育成やエンジニアの育成、制度面、先ほど新聞協会からもありましたが、フェイクニ

ユース対策等々をしっかりとやっていこうと思います。もとより、記者同士の交流もありますので、全体を通してしっかりと協力をしていこうと思っています。

落合構成員の財源の話は、必須業務になっても、そもそも今後NHKは大幅に減収し大幅な事業費削減を行ってまいりますので、インターネット関係の費用がどんどん増える環境にはないということをご理解いただきたいというふうに思います。

理解増進情報は、現在の放送に対する理解の増進に資するという定義で、インターネット活用業務が任意業務である今の制度を前提としています。今回、放送等の効用をもたらす範囲としてお示しさせていただいたものの中には、現在の理解増進情報も含まれているものもございます。必須業務になった場合は、定義も含めてしっかりと再整理されていくと考えております。

【日本民間放送連盟 堀木専務理事】

落合構成員の情報空間の健全性をどう議論していけばいいのかについて、私どもが言及したのは、政府で議論をするということ、しかも放送事業者だけではなくて、関係するプラットフォーム事業者も入れるということです。そういう意味でいうと、もう既に総務省ではプラットフォーム研究会がありますが、そこでは基本的にプラットフォーム事業者の自主自律に任せるという結論だったと思います。それはそれで、放送の中で情報空間の健全性の話をするというのは、どうも話の途中から始まっている感じがしてなりません。ですので、このような書き方をさせていただきました。具体的に、公共放送ワーキンググループや親会でどのような検討のイメージがあるかということに関しては、イメージはございません。

どうすれば理解増進情報が際限なく広がるのを防げるかについて、そもそも理解増進情報はインターネット活用業務の範囲を実体的に広げるために使われてきた言葉、概念だと思います。そもそも現行法とNHKのインターネット活用業務実施基準でどこまでができることになっているのか、NHKはそういうものをどこまでやっているのかというレビューが実はないのではないかと考えています。本当はベン図等を書いて明らかにした上で、NHKが既に実施していることはこういうことで、現行制度ではできないが、NHKとしてこれをやってみたいということをお話しになるのが先なのではないかと考えています。これはインターネット活用業務だけの話ではないかもしれませんが、やはりNHKは現行法や現行制度でできないことについて、自分のほうから具体的なサービスを言いにくいということがあると思います。いつまでもそういうことでやっていると、何かNHKも言いにくいし、私たちも具体的なものが出ないので意見が言いづらいということを繰り返しているのではないかと私には見えます。

林構成員の御意見については、賛同というか、仮に必須業務化がされたときにも、この民放連の

資料でいうと、インターネット活用業務の実施基準の変更は事前認可にしたほうが良いと思います。それはなぜかという、必須業務化されるときに制度の書かれ方がまだ確定していない、イメージされていないからであります。上限についても同じだと考えます。

今、根本理事がおっしゃったように、NHKはこれからどんどんインターネット活用業務にかかる経費を増やしていくコンディションにはないと思いますが、やはり一定の目安というのは、必須業務になっても必要ではないかと思っています。

山本主査代理からお話があった資料9-3の4ページについてです。実はこの総務省の検討会の中でコンテンツの内容に依拠するようなことを議論することは、基本的に適切ではないと民放連は考えています。そのため、実際にこの業務が、あの業務が、という話になるのが、あまり適切でないと思うのでこのように書きました。誰がどのように判断を行うかについても、あくまで外形的に判断できると言えるならいいのですが、ここに政府が関与することについては、やはり不適切だろうし、そういう議論は極めて慎重に考えなければいけないと考えていました。

【日本新聞協会メディア開発委員会 梅谷委員】

まず、落合構成員からの理解増進情報に関する御質問についてです。繰り返しになりますが、これは業務範囲を際限なく拡大することになりかねない現状の状況がありますので、公正競争を阻害されて多様性、多元性が損なわれかねないという懸念が深まっています。理解増進情報の定義の中に、「個別番組にひも付く」というのがあったと思います。しかし番組にひも付いているのかどうか分からないようなものも現状でもたくさんあります。そういったところの定義をしっかりと整理していくべきと思っています。宍戸構成員からまさにガバナンスに関する御発言があって、NHK執行部だけの問題ではなく、監査委員会や経営委員会そのもののガバナンスの問題も、今回の5月16日の経営委員会の議事録の中で、明らかになったと思います。だから、NHKの執行部自身だけが再発防止策を提出すればよいというものではなくて、経営委員会以下のNHK全体でのガバナンスをどう改善していくのか、改めてもらう必要があると考えております。

【日本新聞協会メディア開発委員会 今城委員長】

その上で、林構成員から御質問がありました、どのようなセーフガード措置が必要かについて、我々は、本来業務化になったとしても、やはりガバナンスというのは必要だと考えております。仮に本来業務化にするのであれば、逆に実施基準をしっかり決めてやっていくことは必要なのかなと思います。ただ、例えばネット配信が全面的に実現するとしても、どれが本来業務の範囲に入ってくるか分からない現状では、個別に申し上げることは難しいと思っています。

【日本新聞協会メディア開発委員会 梅谷委員】

大谷構成員と山本主査代理からの、議論に必要な前提条件のデータについて、これは我々もなるべくお示ししたいとは思っているいろいろなやっています。しかし、我々はこれまで様々な質問、意見を寄せており、公平競争の確保の議論に対する答えがなかなか出てこない段階では難しいところです。前回会合のNHKの説明でもありましたが、ヨーロッパの公共価値テスト、イギリスのOfcomの仕組みでも、まずは新しいサービスに参入する側、既存のサービスを大幅に変更する側がデータを出すことによって、市場競争でどういう阻害要因があるのかを示すことになっていると思います。それと公共的活動のメリットを天秤で量って、公共的価値のほうがあれば認めるという仕組みだったと思います。我々も努力しますが、まずは新しいことをやろうとしているNHKのほうで努力されて、何らかのデータや前提条件を示していただければ、我々もそれに対してよりデータを収集しやすくなるのではないかと思います。

【三友主査】

以上で、ほぼ皆様からの意見は出たと思いますが、もう少し議論を深めれば方向性が大分見えてくるのではないかなという気がいたします。少なくとも何をすべきかが分かってきましたので、それぞれ今後も御尽力いただければというふうに思います。

(5) 閉会

事務局から、伝達事項の連絡があった。

(以上)